

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) ～ (4) [略]</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p> <p>少額短期保険業者登録簿は、規則別紙様式第16号第2面から第5面により作成するものとし、<u>法第272条の3第2項及び規則第211条の7に規定する少額短期保険業者登録簿の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>なお、法第272条の7に基づく変更があった場合については、規則別紙様式第16号の15に規則別紙様式第16号第2面から第5面について、変更があった事項を修正した面を添付するよう求めることとし、当該面を差し替えて少額短期保険業者登録簿の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>また、氏を改めた者が少額短期保険業者登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p><u>ア. 電子メール等で少額短期保険業者登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る少額短期保険業者登録簿を電子メール等で送付する。ただし、少額短期保険業者登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) ～ (4) [略]</p> <p>(5) 少額短期保険業者登録簿</p> <p>① <u>少額短期保険業者登録簿は、規則別紙様式第16号第2面から第5面により作成するものとし、登録番号と商号又は名称を目次として公衆の縦覧に供するものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>イ. 少額短期保険業者登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 氏名</u></p> <p><u>(イ) 住所</u></p> <p><u>(ウ) 電話番号</u></p> <p><u>(エ) 少額短期保険業者登録簿の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p><u>(オ) 職業</u></p> <p><u>(カ) 縦覧を希望する少額短期保険業者登録簿に係る少額短期保険業者の商号又は名称及び登録番号</u></p> <p><u>(キ) 縦覧の目的</u></p> <p><u>ウ. 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る少額短期保険業者登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>エ. 他の財務局長が登録を行った少額短期保険業者に係る縦覧の申請があった場合は、当該少額短期保険業者の登録を行った財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② 財務局での縦覧</p> <p><u>ア. 少額短期保険業者登録簿は、登録番号と商号又は名称を目次として公衆の縦覧に供するものとする。</u></p> <p>[削除]</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>② <u>法第272条の7に基づく変更があった場合については、規則別紙様式第16号の15に規則別紙様式第16号第2面から第5面について、変更があった事項を修正した面を添付するよう求めることとし、当該面を差し替えて少額短期保険業者登録簿の修正を行うものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>イ. <u>少額短期保険業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、少額短期保険業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>ウ. <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式Ⅶー7による少額短期保険業者登録簿縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p>エ. <u>少額短期保険業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>オ. <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> <u>（ア）上記イ. からエ. までその他当局の指示に従わない者</u> <u>（イ）少額短期保険業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u> <u>（ウ）他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>カ. <u>他の財務局長が登録を行った少額短期保険業者に係る少額短期保険業者登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該少額短期保険業者の登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p> <p>【様式・参考資料編】 別紙様式Ⅶー7</p> <p style="text-align: center;"><u>少額短期保険業者登録簿縦覧申請書</u></p>	<p>③ <u>少額短期保険業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、少額短期保険業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>④ <u>少額短期保険業者の縦覧者には、別紙様式Ⅶー7による少額短期保険業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>少額短期保険業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>⑥ <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> <u>ア. 上記④、⑤及び当局の指示に従わない者</u> <u>イ. 少額短期保険業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u> <u>ウ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>⑦ <u>他の財務局長が登録を行った少額短期保険業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に登録を行った財務局が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。</u></p> <p>【様式・参考資料編】 別紙様式Ⅶー7</p> <p style="text-align: center;"><u>少額短期保険業者登録簿縦覧表</u></p>

改正案

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

縦覧の目的	
-------	--

登録番号	少額短期保険業者の商号又は名称	貸出	返納

上記少額短期保険業者登録簿を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時 分
返納	時 分

現 行

[新設]

[新設]

[新設]

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所	電話番号	登録番号	少額短期保険業者名	貸出時間	返納時間	確認

[新設]

[新設]